

税額【支給要件】の確認方法について 2

給与所得に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書の場合

- 給与所得者で勤務先以外に収入がない場合、この通知書で申請できます。【勤務先から毎年6月頃配付】

所得	給与収入	主たる給与以外の合算	営業	農業	所得区分	総所得金額①
所得	給与所得	所得区分				
所得	その他の					

課税標準	総所得③	123,456,789

控	老	扶養親族該当区分	本人該当区分	繰越損失
配	配	16歳未満	未成年	
★		1		

納付額	6月分	12,300	9月分	13,400	12月分	13,400	3月分	13,400
	7月分	13,400	10月分	13,400	1月分	13,400	4月分	13,400
	8月分	13,400	11月分	13,400	2月分	13,400	5月分	13,400

市民税	税額控除前所得割額④	234,560
	税額控除額⑤	1,500
	所得割額⑥	233,000
	均等割額⑦	3,500
県民税	税額控除前所得割額④	123,450
	税額控除額⑤	1,000
	所得割額⑥	122,400
	均等割額⑦	2,000
	特別徴収税額⑧	456,700
	控除不足額⑨	0
	既充当額⑩	0
	既納付額⑪	0
	差引納付額(⑧-⑩-⑨,⑪)	456,700
	変更前税額⑫	*****
	増減額(⑧-⑫)	*****
	変更月	

サンプル:市町村によって様式は異なります。

部分拡大

- 配偶者が「控除対象配偶者」である場合

所得控除の枠の中の配偶者欄が330,000円であること
控除対象配偶者(控配)欄にチェックがあることを確認します。

配偶者を扶養している人、お一人の市町村民
税と県民税の所得割額の合計が
501,999円以下か確認します。

市町村ごとに様式は異なりますが、配偶者を扶養している人の決定通知書の中に
所得控除枠の配偶者欄に330,000と入力され、右下の枠の「控配」欄に印がついています。
この場合は、その配偶者を扶養している人の所得割額(税額の枠内)の合計額を確認してください。
市・県民税の所得割額の合計額が501,999円以下であれば、基本的にこの通知書1通で申請できます。
「配偶者特別控除」は関係ありませんので注意してください。
※:この額が502,000円以上場合、確認のため被扶養者の方の証明書も提出していただきます。

502,000円
以上であれば

- 配偶者が「控除対象配偶者」でない場合

お二人の証明書を用意し、市町村民税と県民税の
所得割額を合算します。

父母の所得割額を合計した額が
506,999円以下か確認します。

親権者(父母)両者の「決定通知書」又は「市民税・県民税所得課税証明書」等が必要です。
お二人の市・県民税の所得割額の合計額が506,999円以下の場合、就学支援金の認定が受けられます。
それぞれ1部原本(計2部)を添えて申請してください。(コピーは不可)

この市民税額と県民税額の所得割額の合計金額で就学支援金の申請について判断します。
【均等割額は含みません。】

市民税	税額控除前所得割額④	234,560
	税額控除額⑤	1,500
	所得割額⑥	233,000
	均等割額⑦	3,500
県民税	税額控除前所得割額④	123,450
	税額控除額⑤	1,000
	所得割額⑥	122,400
	均等割額⑦	2,000
	特別徴収税額⑧	456,700
	控除不足額⑨	0
	既充当額⑩	0
	既納付額⑪	0
	差引納付額(⑧-⑩-⑨,⑪)	456,700
	変更前税額⑫	*****
	増減額(⑧-⑫)	*****
	変更月	